本号で公布された法令のあらまし

◇**東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二一〇号）（総務省）

1　東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県久慈市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二一一号）（警察庁）

1　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三三年政令第三三号）について、猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として刑法（明治四〇年法律第四五号）第九六条の三に規定する強制執行行為妨害等の罪等を追加することとしたほか、所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五九年政令第三一九号）について、所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成一七年政令第一七一号）について、所要の改正を行うこととした。（第三条関係）

4　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二〇年政令第三四六号）について、所要の改正を行うこととした。（第四条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**災害救助法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一二号）（厚生労働省）

1　外貌に係る障害扶助金の支給対象となる障害等級の内容を見直すこととした。（別表第五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**電気用品安全法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一三号）（経済産業省）

1　電気用品の見直し（第一条関係）

㈠　電気掃除機の電気用品としての対象範囲を拡大することとした。

㈡　電気用品としてエル・イー・ディー・ランプ及びエル・イー・ディー・電灯器具を追加することとした。

㈢　リチウムイオン蓄電池の電気用品としての対象範囲を拡大することとした。

2　施行期日等（附則関係）

㈠　この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。

㈡　所要の経過措置を定めることとした。

政　令

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月六日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百十号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

「岩手県のうち
　久慈市　九戸郡のうち野田村
に、「柴田郡のうち村田町」を「仙台市　柴田郡のうち村田町及び川崎町　加美郡のうち色麻町」に、
　会津若松市
を「福島県のうち
　会津若松市
　久慈市　九戸郡のうち野田村
　福島県のうち
　郡山市　須賀川市　岩瀬郡のうち鏡石町
　宮城県のうち
　宮城郡のうち松島町及び利府町
　黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村
に改める。

福島県のうち 郡山市　須賀川市　岩瀬郡のうち鏡石町	平成二十三年九月四日
宮城県のうち 宮城郡のうち松島町及び利府町 黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村	平成二十三年九月十一日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**